

第十管区海上保安本部（水路測量）公示第 22 号

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について次のとおり公示する。

令和 7 年 9 月 8 日

第十管区海上保安本部長 大達 弘明（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- （1）名称 鹿児島県 大島支庁
- （2）住所 鹿児島県奄美市名瀬永田町 17-3

2 水路測量を実施する区域及び期間

- （1）区域 付図のとおり
- （2）期間 令和 7 年 11 月 30 日まで（うち 16 日間）

3 水路測量の実施方法

- （1）測深 マルチビーム音響測深機を使用する
- （2）測位 GNSS による

4 航行船舶に対する安全処置

作業船は水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令 55 号）第六条に定める標識を掲げる

（付図）大島及び請島 赤塗りで示す区域

